

群馬大学医学部附属病院専門研修プログラム連絡協議会規程

平成 30 年 4 月 1 日 制定

(設 置)

第 1 条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、本院における専門研修プログラムを統括し、研修を円滑に実施するため、群馬大学医学部附属病院専門研修プログラム連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 専門研修の基本方針に関すること。
- (2) 専門研修プログラムの統括管理に関すること。
- (3) 本院及び連携施設における専攻医及び専門研修指導医の処遇に関すること。
- (4) 専門研修の環境整備に関すること。
- (5) その他専門研修に関すること。

(組 織)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 臨床研修センター長
- (3) 臨床研修副センター長
- (4) 専門研修プログラム統括責任者
- (5) 事務部長
- (6) 専門研修連携施設の研修実施責任者
- (7) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第 4 条 前条第 6 号及び第 7 号の委員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第 3 条 1 号の委員をもって充て、副委員長は第 3 条 2 号の委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が、必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、臨床研修センターにおいて処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。